

米・米加工品を取り扱う事業者（米販売農家を含む）の皆さまへ

消費者の視点に立って米を適正に流通させるために
**米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の
 伝達に関する法律『米トレサビリティ法』**が施行
 （平成22年10月1日一部施行、平成23年7月1日完全施行）されます！

Q 米トレサビリティ法とは？

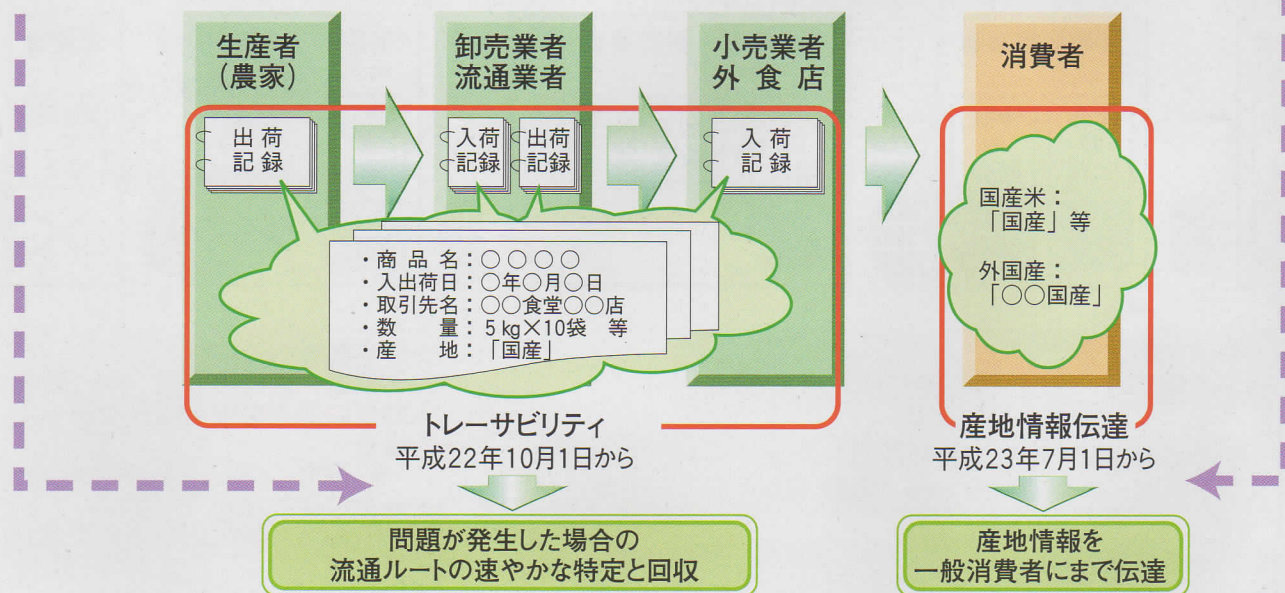
- 「トレサビリティ」とは、英語の「トレース」と「アビリティ」を合わせた言葉で、食品の移動をわかるようにすることです。
- 「米トレサビリティ法」とは、米の流通経路を明確にすることが目的の法律で、もし、食品事故や産地偽装が起こっても、その原因を速やかに把握できます。

○具体的には、米や米加工品を取り扱う事業者（米穀事業者）が、

①トレサビリティ（取引等の記録の作成・保存）

②取引等に伴う産地情報の伝達

を守るべきこととして定めたものです。



Q 対象となる事業者（米穀事業者）とは？

「米穀等（米や米加工品）の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」で、生産者（農家）、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者など、米や米加工品を取り扱う幅広い事業者が対象です。栃木県内では、約74,000事業者が対象となっています。

Q

対象品目（米穀等）となる米や米加工品とは？

- 米穀（玄米、精米、もみ、碎米）
- 米粉、米こうじ等の中間原材料
- 米飯類〔各種弁当、各種おにぎり、赤飯、おこわ、まぜご飯、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含みます。）〕
注）米飯類は、白めし、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供する料理が対象となります。
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん



Q

トレーサビリティ（取引等の記録の作成・保存）とは？

- 米や米加工品を、①取引（譲受け、譲渡し）、②事業所間の移動（搬出、搬入）、③廃棄、亡失などを行った場合には、その記録を保存します。
- 保存は、紙媒体、電子媒体いずれでも可です。
- 記録する内容は、品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所
- 実際の取引において取り交わされる伝票等〔納品書、取引伝票や送り状、規格書等（帳簿でも可）〕で、記録内容が網羅されていれば、それを保存することで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。
- 保存期間は、原則3年間〔消費期限のものは3ヶ月間、賞味期限のものは3年間（場合により5年間）〕です。

伝票等の例

納品書（控） 売上

お客様コード00000000
〒□□□-□□□□
東京都□□区
△△-□□

TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

受注日□□年□□月□□日
指図日□□年□□月□□日
伝票No.00000000
納品日□□年□□月□□日
納品先

株式会社□□□□様

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	A□□□□	〇〇県産コヒカリ (10kg)	4	xxx	XXXXX
2	B□□□□□	〇〇県産ほむれんぞう M	10	xxx	XXXX
3	C□□□□□	〇〇県産長ネギ AM	5	xxx	XXXX
4	D□□□□□	〇〇県産ミニトマト M	10	xxx	XXXX
5	E□□□□□	〇〇県産レタス LL	20	xxx	XXXX
備考		計			XXXXXXXX
		合計			XXXXXXXX
		消費税等			XXXX
		総合計			XXXXXXXXXX
指図No.		納品重量計			40.00

〇〇〇株式会社 △△本社
〒□□□-□□□□ 担当者 XXX
東京都□□区 TEL 03-0000-0000
□□-△△ FAX 03-0000-0000

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

- 取引先の名称又は氏名
- 年月日：搬入・搬出した日（困難な場合は、受発注日等でも可）
- 搬出入した場所（取引先住所と異なる場合に記載）
- 数量：取引において通常用いている単位
- 品名：取引において通常用いている名称
- 産地：「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載（市町村名や一般的に知られた地名でも可）

※平成23年7月1日より前に、
① 国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの
② 輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたものについては、対象外です。

●プラスワンポイント



用途限定米穀（加工用米、飼料用米、米粉用米、輸出用米、バイオエタノール用米等）は、その用途（加工用、飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用等）も記入してください。

Q 取引等に伴う産地情報の伝達とは？

●米や米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地（米はその産地、米加工品はその原料米の産地）情報を伝達します。

（飼料用米、バイオエタノール用米等の非食用に供されるものは、産地情報の伝達義務はありません。）

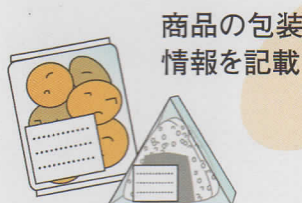
●一般消費者に米や米加工品を販売・提供する場合は、

①玄米、精米、もち（一部※）で、JAS法に基づき原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください。

※原材料に占めるもち米の重量の割合が、50%以上の場合（容器に入れられ、又は包装されたもの）

②上記の義務が無い場合には、米トレーサビリティ法に基づき、以下により産地情報を伝達してください。

一般消費者への産地情報の伝達手段



店内に産地情報を掲示

当店は栃木県産の米を使用しています。



その他として

購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示

商品の包装に産地を知ることができる方法を記載

店内に産地を知ることができる方法を掲示

などがあります。

産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合の伝達方法

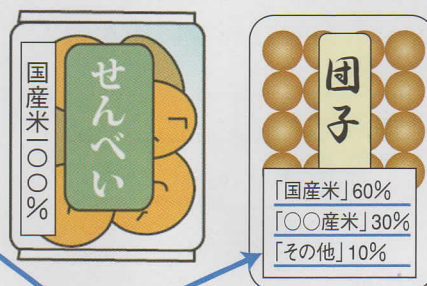
- 〔国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。（ただし、都道府県名や市町村名、一般的に知られた地名でも可。）〕
- 〔外国産の場合はその「国名」を記載。〕

＜一括表示欄への記載例＞

名称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、〇〇産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

いずれの場所への記載でも可

＜一括表示欄の枠外への記載例＞



①原材料に占める割合の多い順に記載。

②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

●プラスワンポイント

もち、だんご、米菓（せんべいなど）、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん、について、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器・包装に産地が具体的に記載されている場合は、伝票等への産地の記載は不要です。

Q 対象事業者ごとには、どのようなことをすればよいですか？

(1) お米を出荷（販売）する農家の皆さま

●伝票を受領

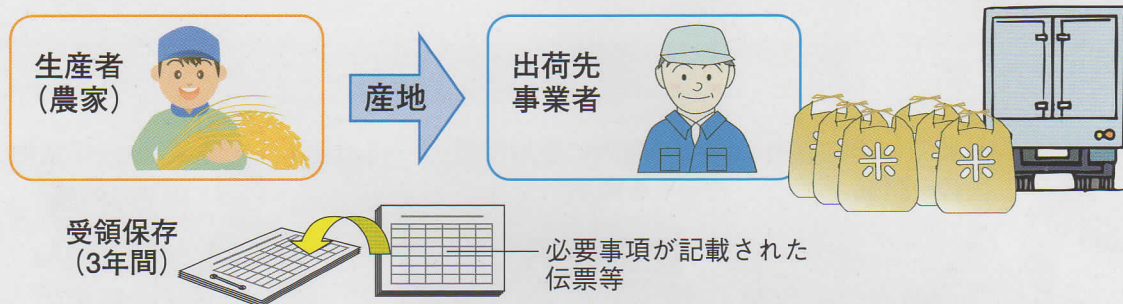
「お米」を出荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。

●3年間保存

受領した伝票等は、3年間保存してください。

●産地情報を伝達

「お米」を出荷する際、一般消費者に直接「米」や「米加工品」を販売する際には、必ず産地を伝えてください。（ただし、親戚等への縁故米は除きます）



(2) 米加工品製造業者（農産物加工所を含む）の皆さま

●伝票を受領・発行

原料となる「米」や「米粉」等を入荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。

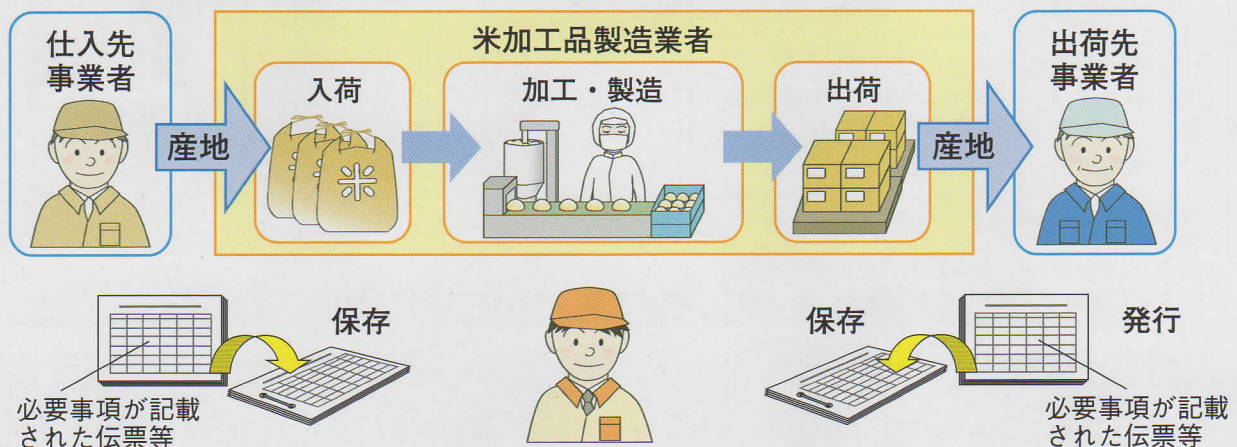
「米加工品」を出荷する際には、必要事項を記載した伝票等を発行してください。

●3年間保存

受領した伝票等、発行した伝票等の控えは原則3年間保存してください。

●産地情報を伝達

「米加工品」を出荷する際には、原料米の産地を取引相手に伝えてください。一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に原料米の産地を記載してください。



(3) 流通業者の皆さま

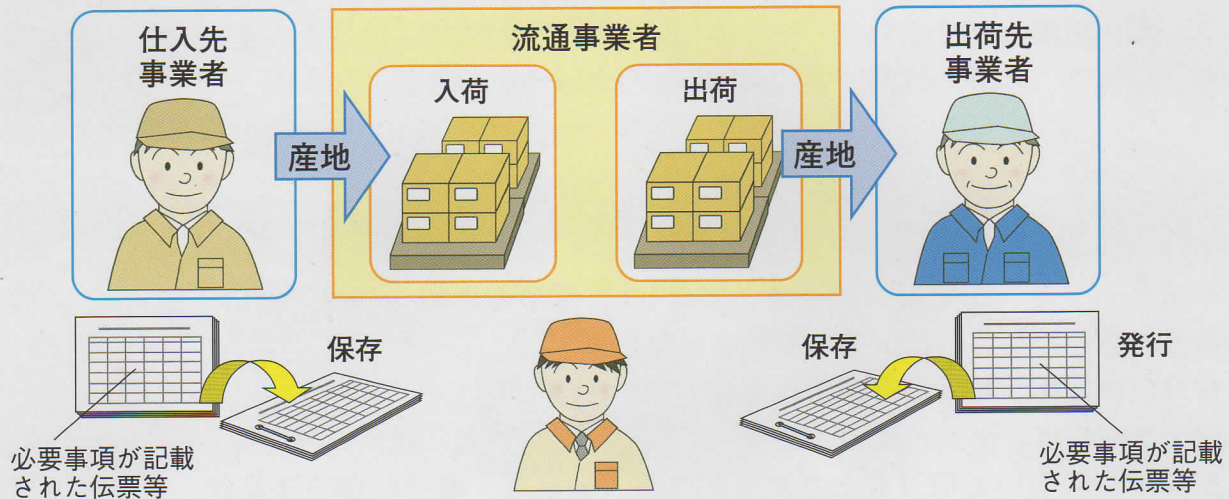
●伝票を受領・発行

「米」や「米加工品」を入荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。

「米」や「米加工品」を出荷する際には、必要事項を記載した伝票等を発行してください。産地情報も伝達してください。

●3年間保存

受領した伝票等、発行した伝票等の控えは原則3年間保存してください。



(4) 小売販売業者（農産物直売所を含む）の皆さま

●伝票を受領

「米」や「米加工品」を入荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。

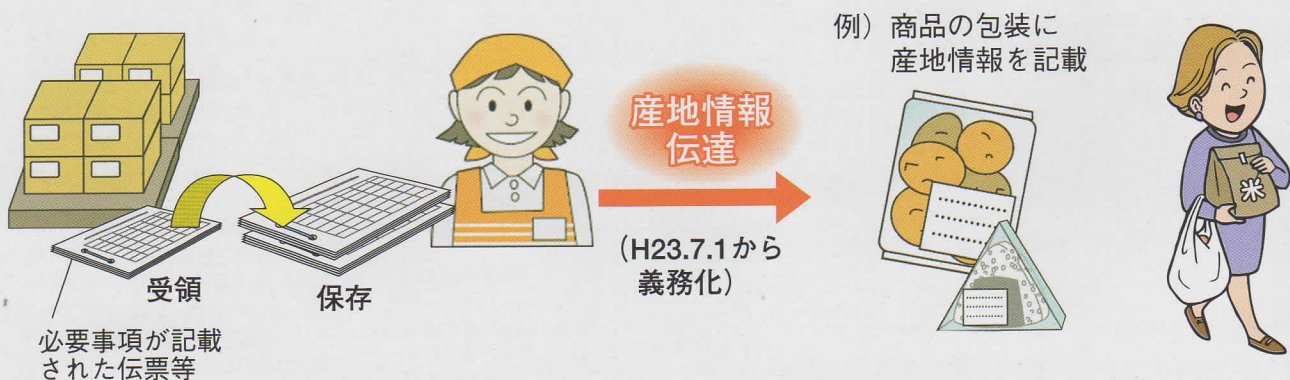
●3年間保存

受領した伝票等は、原則3年間保存してください。

●産地情報を伝達

商品の容器・包装に産地が記載されている場合は、そのまま販売してください。

記載されていない場合には、伝票等で確認して一般消費者に伝達してください。



●プラスワンポイント

弁当に米飯類（ご飯など）と米飯類以外の米加工品（もち、だんごなど）が含まれている場合でも、米飯類（ご飯など）のみ産地情報を伝達してください。

(5) 外食業者・ホテル・旅館等（農村レストランを含む）の皆さま

●伝票を受領

原料となる「米」や「米加工品」を入荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。

●3年間保存

受領した伝票等は原則3年間保存してください。

●産地情報を伝達

「ご飯」を提供する際には、「お米」の「産地」を消費者に伝えてください。

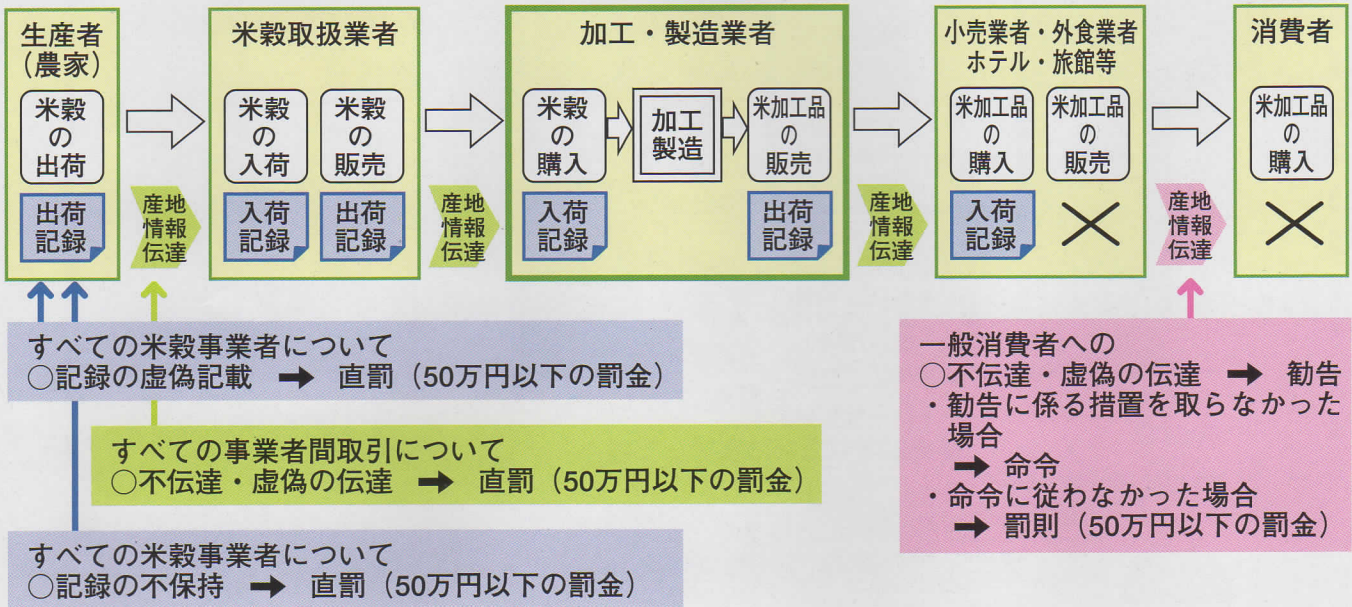


●プラスワンポイント

外食店、ホテル、旅館等で米飯類(ご飯など)に加えて、米飯類以外の米加工品(もち、だんごなど)を提供する場合でも、米飯類(ご飯など)のみ産地情報を伝達してください。

Q 法を遵守しなかった場合には、どんな罰則等がありますか？

以下により、直罰（50万円以下の罰金）や勧告・命令等が適用になります。



【お問合せ先】

栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班 ☎ 028-623-2298

関東農政局栃木農政事務所食糧部消費流通課 ☎ 028-633-3428

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

→ [米トレーサビリティ法](#)

[検索](#)